

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパービバホーム仙台空港店（B区）
名取市下増田臨空土地区画整理事業地内
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
トステムビバ株式会社 代表取締役社長 豆成 勝博
埼玉県上尾市上298番地の1
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 来客者車輛の出入の際は、歩行者・自転車等の安全通行を妨げないような対策を講じられたい。特に、土日・祭日の混雑が予想される時間帯は、交通誘導員を配置し事故の無いように配慮願います。
 - (2) 建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は低騒音・低振動型のものを導入されたい。また、工事車輛等の運行にあたっては、不必要な空ぶかしやアイドリングの禁止などにより騒音防止の徹底を図られたい。
 - (3) 駐車場での自動車のアイドリングや空ぶかし等による騒音により、近隣の方々に迷惑をかけないように、利用者への指導を徹底されたい。
 - (4) 騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動レベル及び騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じられたい。また、設置後も規制基準値を超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑をかけないように十分配慮されたい。
 - (5) 事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生抑制に努められたい。
 - (6) 循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努められたい。
 - (7) 名取市に廃棄物を排出処分する場合は、市の排出基準を遵守されたい。
 - (8) 廃棄物の保管にあたっては、十分なスペースを確保し、保管は屋内に密閉した施設で適切な温度管理をするなど悪臭及び衛生面に配慮されたい。
 - (9) ごみの発生、保管、搬出状況等を把握する担当者を配置されたい。
 - (10) 道路・公園・街路樹等周辺の美化（清掃）活動及び敷地周辺の歩道部分等の

除雪作業について、地域貢献として協力されたい。

- (11) 「名取市環境基本計画」の趣旨を十分尊重し、「事業者としての役割」について積極的に取り組んでいただきたい。また、周辺の地域の生活環境の保持について、町内会等地域住民と定期的に協議する場を設けられたい。
- (12) A区・B区と区画街路を挟むことから、それぞれの車輛出入口への案内誘導を明確にし、交通混雑が発生しないように留意されたい。
- (13) 案内看板だけで誘導しきれない場合や開店時、繁忙期等の混雑が予想されるときは、車輛出入口等に交通誘導員等を配置し、歩行者の安全確保及び駐車場内での車輛の円滑な誘導を図られたい。
- (14) 出入口付近には、歩行者等の視界を遮るようなフェンス等を設置しないようにするなど歩行者等の視界確保に留意されたい。
- (15) 各店舗において、盗難防止機器等により万引き防止対策に努められたい。
- (16) 駐車場等出入口の施錠等を徹底し、夜間における青少年等の溜まり場とならないよう施設管理の徹底に努められたい。
- (17) 開店時の新聞折込み広告やチラシ等による防犯啓発記事の掲載に配慮されたい。
- (18) 駐車場において、犯罪が発生しないよう照明等の明るさを工夫されるなど死角が生じないよう配慮されたい。
- (19) 災害発生時には一時避難場所として協力されるとともに、貴社が取り扱っている物品の支援について協力されたい。
- (20) 敷地周辺の道路は通学路に指定される予定であることから、児童生徒の安全確保については万全を期されたい。
- (21) 未成年者への酒・タバコの販売防止に努められるとともに、飲食コーナーにおける飲酒・喫煙の禁止措置の徹底を図られたい。
- (22) 「名取市小・中・高等学校生徒指導連絡協議会」など関係機関との連携を図り、青少年の非行防止に協力願いたい。

4 地域住民等の意見の概要

名取市商工会の意見

- (1) 「(仮称)スーパービバホーム仙台空港店(B区)」の必要駐車台数は244台と計算され、仙台空港アクセス鉄道「美田園駅」からの距離が55mで、自動車分担率が45.5%となっている。当該商業施設の「テナントA」(店舗面積3,456.62㎡)及び「テナントB」(同3,456.62㎡)の業者は共に未定で、小売業の店舗として届出られているが、当該商業施設の立地条件及び想定される商圈等から自家用車による来店が多いと予想されるので、周辺道路の渋滞を回避するため、70%程度の自動車分担率を使用し、必要駐車台数を約375台とすべきである。また、別途従業員用の駐車場の確保が必要である。
- (2) 当該商業施設の駐車場の「出入口」は、「下増田3号線」と「区画街路14-4」の交差点に隣接、また、出入口に接する「下増田3号線」は片側1車線で、当道路は開店後に渋滞と混乱が予想されるので、当該商業施設の用地を一部セット

バックし、渋滞回避のための車寄せレーンを設けるべきである。

- (3) 当該商業施設の駐車場の「出入口」は、A区の駐車場の「出入口」と道路を隔てて向い合っているが、両出入口が接する「区画街路14-4」は片側1車線で、開店後混乱するだけでなく、交通事故も予想されるので、出入口の位置をずらすべきである。
- (4) 当該商業施設及びA区の駐車場は共有で、周辺道路特に「区画街路14-4」が来店車輛で渋滞し、また混乱するので、出入口には常に誘導員を配置し、車輛を適切に誘導すべきである。
- (5) 当該商業施設の「テナントB」の階上に駐車場が計画されており、「テナントB」の南側駐車場の場合、平面と階上を利用する車輛が交差し、混乱・事故等が予想されるので、スロープ手前に誘導員を配置し、適切に誘導すべきである。
- (6) 「区画街路14-4」の間には横断歩道が1ヶ所しかなく、歩行者の行動は予測が付かないことから、全ての出入口には常時、誘導員を配置し、適切に誘導し、歩行者の安全に努めるべきである。
- (7) 当該商業施設の東側「下増田3号線」及び西側「区画街路14-3」に接して、荷捌き等の作業車輛の出入口が設けられているが、店舗施設の死角になっているので、歩道を往来する通行客の安全を確保するため、誘導員を配置すると共に、信号灯を設置するとよい。
- (7) 当該商業施設のトイレや休憩施設等の配置においては死角にならないように配慮し、また警備員の巡回を徹底し、青少年の喫煙等の非行や万引き等の犯罪防止に努める必要がある。
- (8) 当該商業施設に接して幹線道路「大手町下増田線」が通っており、駐車場の利用時間帯以降に青少年や暴走族が駐車場に進入し、青少年の溜まり場になると共に、騒音の発生源にもなるので、利用時間帯以降は駐車場出入口に施錠し、また、警備員が深夜・早朝時に巡回すべきである。
- (9) 当該商業施設は地震・水害等の自然災害時に於いては、地域住民へ施設を開放するとともに必要な物資の供給等を行なうべきである。
- (10) 当該商業施設で排出した廃棄物の処理に当たっては、名取市指導の下6区分に分別し適切に処理すべきである。
- (11) 「(仮称)スーパービバホーム仙台空港店(B区)」の立地する街区は、良好な居住環境が求められる住宅地区が形成され、また、仙台空港アクセス鉄道の車窓の視野に入る商業施設であるので、建物外観及び店舗ファサード、看板等の形態・デザイン・色彩等においては、地域環境と街並み景観等に配慮すべきである。とくに、当該商業施設の北側(大手町下増田線側)は店舗施設の裏側であるが、仙台空港アクセス鉄道の車窓の視野に入る所以、壁面の材質及びデザイン・色彩等にはとくに配慮すべきである。
- (12) 当該商業施設の「テナントB」の屋上が駐車場となるが、駐車する車輛の照明が周辺の住宅や通行する車輛等の光害にならないように、駐車場に遮光性の囲いを設置すべきである。

- (13) 当該商業施設が計画される街区は、樹木等の自然環境に乏しいので、高木等による植樹を行うなど緑化に努めるとともに、環境面からも屋上の緑化・駐車スペースの芝ブロックなどの緑化対策が求められる。
- (14) 「(仮称)スーパービバホーム仙台空港店(B区)」が計画される名取市は、中心市街地活性化に取り組んでおり、これらの街づくりや活性化事業に積極的に協力すべきで、当該商業施設の配置及び運営方法において、影響が及ばないよう配慮すべきであり、また、設置者及び商業者は大型店の社会的責任として地域貢献策を提示するとともに、商工会の一員となり、地域が計画するイベントや活性化事業を積極的に支援すべきである。
- (15) 当該商業施設は、地域が担っている交通整理、消防、防犯等について、社会的責任として役割を分担するとともに、周辺地域の生活環境を保持するため、当該商業施設の開店後、地元住民や関係機関と定期的に協議する機会を設けるべきである。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

平成19年10月5日から平成19年11月5日まで(ただし、閉庁日を除く。)